

高崎食肉衛生検査所機械警備業務委託仕様書

この仕様書は、契約担当者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）とが締結した委託契約に基づき、受託者が履行しなければならない業務等について必要な事項を定める。

1 警備の目的

甲の所有又は管理にかかわる警備対象内の財産の保護に任じ、甲の業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

2 業務の種類

宮崎県庁舎機械警備業務

3 業務の対象施設及び範囲

対象となる物件の表示（別紙図面参照）

庁舎名等	所在地	建物延床面積
高崎食肉衛生検査所	都城市高崎町大牟田4268番地の1	480.5㎡

※女子更衣室及び女子トイレは今回より機械警備を実施する。

4 委託期間

この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間は、令和5年7月1日から令和10年6月30日までとする。

5 契約に係る特約事項

- この競争入札に係る契約（以下、「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約とする。
- 県は、上記4の委託期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除できるものとする。
 - 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - 本件契約の締結日の属する年度及び年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

6 委託業務の実施

乙は、委託業務の実施に当たり、次に掲げる項目について遵守すること。

- 警備業法、消防法、労働安全衛生法ほか労働関係諸法令及びその他関係法令等を遵守しなければならない。
- 委託業務の実施に際しては、甲と緊密な連携を保持して、常に適正な業務を行うこと。

7 委託業務の内容

高崎食肉衛生検査所機械警備業務
別紙「機械警備実施要領」のとおり

8 委託業務の実施時間

委託業務の時間は、毎日午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。ただし、日

曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「県の休日」という。)にあっては、午前8時30分から当該日の翌日午前8時30分までとする。

9 警備状況等報告

- (1) 乙は、委託業務を完了したときは、翌月10日までに実績報告書(別記様式)を甲に提出する。
- (2) 事故発生の際は、速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

10 事故発生時の措置

- (1) 乙は、委託業務につき事故が発生し、又は発生するおそれのあるときは、これに対する措置を講じなければならない。
- (2) 不法侵入等の緊急事態が発生した場合においては、乙は機動隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたり、管制センター及び各関係機関へ連絡する。

11 費用の負担区分

- (1) 警備機器等の設置に要する費用は、乙の負担とする。
- (2) 甲は、警備機器等の設置後において、警備対象物件の増、改、新築等により既設の警備機器等の移動又は変更等の必要が生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費は甲が負担するものとする。
- (3) 委託業務を遂行する上で必要な警備器具等に係る保守及び点検等の費用は、乙の負担とする。
- (4) 警備器具等に故障が生じた場合は乙が直ちに修理を行うものとし、当該補修費の負担区分は、次のとおりとする。
 - ① 保守の不備のために生じた故障、事故等については、乙の負担とする。
 - ② 乙の工事又は自然に起因する理由で故障が生じたときは、乙の負担とする。
 - ③ 不法侵入者など犯罪行為による場合の破損等の損害については、乙の負担とする。
 - ④ 甲の故意又は重大な過失によって生じた故障の場合は、甲の負担とする。
- (5) 委託業務の処理に必要な警備器具及び消耗品は、乙の負担とする。
- (6) 乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに警備機器等を撤去して原形に復旧するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

12 留意事項

乙は、業務遂行上知り得た秘密事項を、一切他に漏らしてはならない。

13 警備実施計画書等の提出

- (1) 警備実施計画書
機械設備の設置図、機器の取扱説明書、緊急連絡体制表等
- (2) 警備業法に基づく次の書類
宮崎県公安委員会の認定証及び営業所届(警備業法第4条及び第5条)の写し

14 その他

委託業務の状況に応じ、この仕様書に記載されていない事項で、庁舎管理上必要と認められる事項がある場合は、甲、乙協議のうえ実施について決定するものとし、軽微な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。